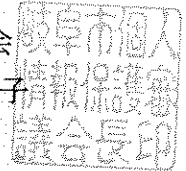


答 申 第 2 3 0 号
平成30年6月25日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池田 紀子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、平成30年6月18日付け岐阜市民市第121号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

中京都市圏総合都市交通計画協議会（中部地方整備局、愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市等から構成される協議会。以下「協議会」という。）が、65歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）のライフスタイル及び移動実態並びに高齢者の生活を支援する物流実態を把握するため、「高齢者の生活を支援する物流の実態調査（仮称）」（以下「調査」という。）を実施する。

この調査の実施に当たり、調査票を郵送する対象者の抽出について、協議会から岐阜市に依頼があったため、市民生活部市民課の保有する住民基本台帳の情報を協議会に提供するものである。

(2) 提供する保有個人情報

- ア 高齢者を構成員に含む世帯（以下「世帯」という。）の住所
- イ 世帯に含まれる代表高齢者の氏名
- ウ 世帯に含まれる高齢者全員の性別
- エ 世帯に含まれる高齢者全員の生年月日

2 意見

適当なものと認める。